## 第66回 岡山市第二農業委員会総会議事録

1 招集の日時 平成28年11月18日(金) 午前10時00分

2 開会の日時 平成28年11月18日(金) 午前10時00分

3 閉会の日時 平成28年11月18日(金) 午前10時24分

4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール

5 委員の番号及び氏名並びに出席,欠席の別

定数26名 出席25名 欠席1名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上岡耕一	出	1 3	錆 川 吉 正	出
職務代理者(7)	浮田孝允	欠	1 4	水内清郎	出
1	岸本 博	出	1 5	岡本五樹	出
2	近藤浩夫	出	1 6	難波勝利	出
3	岩 居 晴 男	出	1 7	赤井史人	出
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長田孝之	出
5	塩 飽 幹 廣	出	1 9	田淵勉	出
6	石田 始	出	2 0	藤田眞樹	出
_	_	_	2 1	延澤強哉	出
8	岡﨑章二	出	2 2	花口弘行	出
9	岡﨑利祐	出	_	_	
1 0	岡崎浜雄	出	2 6	藤 原   忍	出
1 1	川間昌徳	出	2 7	礒 谷 和 行	出
1 2	岸本行雄	出	2 8	森山幸治	出

# 6 農業委員以外の出席者

 事務局
 担当局長
 山神
 一正
 参事
 箕浦
 勝宏

 次長
 真田
 明彦
 農地担当課長
 万代
 幸男

 担当課長補佐
 佐藤
 孝司
 担当係長
 入江
 貢

副主査 大橋 和之 副主査 柴田 美佳

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題
- 第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について(事務局長専決)
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について(事務局長専決)
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

### 第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他
- 9 議事録署名委員の氏名

1番:岸本博 18番:長田孝之

#### 10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第66回 岡山市第二農業委員会総 会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。1番,岸本博委員、

18番,長 田 孝 之 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

大橋副主査 議案の訂正はありません。 以上です。

議 長 それでは、第1号議案に入ります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申 請について中区協議会の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 1ページ1番,2番は受人が同じため、同時に説明します。1番,2番ともに受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アール

を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番,増反による所有権移転です。受人は現在,約94アール耕作しており,非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番,裁判上の和解での受贈による所有権移転です。受人は現在,約69アール 耕作しており,非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機 械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,農業委員会が定め る下限面積30アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考 えます。

5番,増反による所有権移転です。受人は現在,約2.7~クタール耕作しており,非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番,受贈による所有権移転です。受人は現在,約1.4~クタール耕作しており,非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.1~クタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

#### 議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から7番までの7件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見と しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見,ご質問はありませんか。

全員異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 2ページ8番, 増反による所有権移転です。受人は, 現在, 約69アール農地

を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50 アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権移転です。受人は現在、約13ヘクタール農地を耕作 しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、 労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アール を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番,11番は受人が同じなので同時に説明します。いずれも増反による所有権の移転です。受人は現在,約67アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番,増反による所有権の移転です。受人は現在,約90アール農地を耕作 しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械, 労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アール を超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番,増反による所有権の移転です。受人は現在,約77アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 8番から13番までの6件について審議した結果,事務局の説明のとおり許可意見と しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員異議なし。

議 長 それでは申請等(1)について、1番から13番までの13件を許可と決定してよろ しいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)について、全件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。 事務局から東区協議会の説明をお願いします。 大橋副主査

3ページ1番,申請地は農用地区域内の農地で,転用目的は畜舎(乳牛)です。申請人は現在酪農を経営し農地を約545アール耕作しておりますが,経営の規模拡大及び合理化のため,補助事業で畜舎を建築するため申請地を転用しようとするものです。申請地は農用地ですが,不許可の例外要件である「農用地利用計画に指定された用途」に供するため,例外的に許可が可能です。また転用面積,被害防除計画等,一般基準上も問題ないと思われます。

以上です

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

1番の1件について審議した結果,事務局の説明のとおりであり,許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長それでは申請等(2)について、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等 (2) の1件について,許可と決定します。

次に申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。 事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

4ページ1番,2番は敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため、同時に説明します。平成28年2月締めで農振除外申出があり、除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1番,受人は現在,東区政津の父所有の住宅に家族6人で居住していますが,子どもの成長に伴い手狭になったため,現住居と勤務先に近く,子どもが通学しやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。なお,現居住地には父が引き続き居住します。

2番,受人は現在,南区妹尾の借家に家族4人で居住していますが,子どもの成長に伴い手狭になったため,実家や小中学校が近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

1番, 2番について,農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・

被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から2番の2件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見として

います。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 4ページ3番,平成28年2月締めで農振除外の申し出をし除外相当で協議済

みの案件です。申請地は農地の広がりが10ha以上の1種農地と判断され、転

用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在中区の借家に妻と

子供2人の計4人で居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭

となったため、実家の隣接地で母所有の農地を自己専用住宅に転用しようとする

ものです。1種農地ですが「集落に接続した住宅」に該当し、例外的に許可が可

能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

4番、申請地は農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され、転用目的は店舗(コンビニエンスストア)で賃貸借権を設定します。受人は現在コンビニエンスストアを経営しておりますが、申請地は、交通量のある県道岡山赤穂線沿線で、申請地周辺には135戸以上の人家があり需要が見込まれるため、所有者と調整のついた申請地を店舗(コンビニエンスストア)に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

5番、申請地は500メートル以内に2つの教育施設があり、沿道に上下水管が埋設されている3種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。受人は現在、家族4人で鏡野町の 住まいですが、岡山市への転勤に伴い妻の実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 3番から5番までの3件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見 としています。引き続きのご審議をお願いします。 議 長 ただいまの報告に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)の5件について、許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議長 それでは、申請等(3)の5件については許可と決定します。

次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)について、事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

5ページ1番,農地中間管理機構である担い手育成財団が行う農地中間管理事業で、中間管理機構が出し手の農家から借り受ける農地について、中間管理権を設定するため、利用権を設定するものです。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、中区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を、事務局からお願いします。

大橋副主査 申請等(4)利用権の設定については、6ページ1番から3番までで、農地中

間管理機構である担い手育成財団が行う農地中間管理事業で中間管理権を設定 するため,利用権を設定するものです。以上の計画内容は農業経営基盤強化促進

法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ,東区協議会では承認意見

となっています。

以上です。

議 長 以上の説明について、何かご意見ご質問がありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)につ

いては、原案のとおり決定とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について , 事務局から 説明をお願いします。

柴田副主査 7ページ1番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、貸付地は引き続き貸し付けます。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作し、貸付地は引き続き貸し付けます。

3番、相続及び持分放棄により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出 人で管理します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、貸付 地は引き続き貸し付けします.

6番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、貸付 地は引き続き貸し付けします。

7番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、貸付 地は引き続き貸し付けます。

8番、相続により所有権を取得しています。届出人で管理、及び貸付地は引き続き貸し付けます。なお、あっせん等の希望があり、担当委員と協議する予定です。

以上です

議 長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、8件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主杳

報告(1) 4条届については、9ページ1番から9番の9件です。転用目的はアパート敷地が1件、分譲住宅地が2件、共同住宅が3件、長屋住宅が1件、集合住宅が1件、露天駐車場が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、10ページ1番から11ページ12番の12件です。 転用目的は共同住宅が1件、分譲住宅地等が4件、通路が1件、露天駐車場等が3件、 宅地造成が1件、事務所が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3) 18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ 1番から10番の10件です。解約理由は、耕作目的が4件で、転用目的が6件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届けについては、13ページ 1番の1件です。内容は農業用排水路です。

報告(5)農地改良届については,14ページ1番から3番の3件です。内容は

普通野菜畑が3件です。

以上です。

議 長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全 員 ありません

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了しま す。

> 続きまして,第2号議案,農政関係等について,事務局から説明をお願い します。

真田次長 農業委員の推薦・公募について、農地利用最適化推進委員の委嘱について、農 地利用最適化推進委員の推薦・公募及び今後のスケジュールについて説明。

議 長 農地利用最適化推進委員の委嘱,推薦,公募について原案(募集要領については修 正案)のとおりとしてよろしいか。

全 員 異議なし。

万代課長 合同忘年会及び農業委員会便りについて説明。

議 長 それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありが とうございました。これをもちまして閉会といたします。 以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員